新型コロナウイルス感染症で

影響を受ける中小事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策資金 の取扱いを開始しました

対象要件 新型コロナウイルス感染症による業績悪化に伴い、

市町村長から売上高等の減少について認定

(セーフティネット保証4号「中小企業信用保険法第2条第5項第4号」

による認定)を受けた方

●融資条件 ・融資限度額:運転・設備 8,000万円

・償還期間 :運転資金 7年以内(据置1年)

設備資金 10年以内(据置1年)

·融資利率 : 年1.0%

・信用保証料 :事業者負担 年0.5% (※県補給後の率)

●短期事業資金(償還期間が1年以内の運転資金)の場合 [3月17日追加]信用保証料:事業者負担なし(県が全額補給)

※1年を超える条件変更は認めません。

※ただし、1年間で返済ができなかった場合、条件により県制度 「返済ゆったり資金」等での借換ができる場合があります。

- ●申込期間 令和2年3月5日(木)から令和2年6月30日(火)まで
- ●申込先 県内各金融機関

セーフティネット保証4号の対象者について

- ・岐阜県内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として**最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少**しており、**かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる**こと。
 - ※売上高等の減少について、市町村長の認定を受けてください。
 - ※有効期間は、認定の日から起算して30日間です。
- *なお、その他既存の県融資制度にもご利用の対象となる資金がありますので、 下記へお問い合わせください。
- *お申込に際しては、金融機関の融資審査及び県信用保証協会の保証審査があり、 ご希望に添えない場合がございます。

●問い合わせ先

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係 TEL 058-272-8389 岐阜県信用保証協会 総合相談窓口 TEL 0120-015-047

*融資のお申込み窓口は、県内各取扱金融機関です。

